

平成24年12月17日

平成23年(行ウ)17号/18号

原告 前川盛治ほか274名/原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多/被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所 御中

### 原告準備書面(18)

(海草について)

原告ら訴訟代理人弁護士

原田 彰好



白川 秀之



堀 雅 博



御子柴 慎



日高洋一郎



齋藤 祐介



喜多 自然



横江 崇



本書面では被告沖縄県知事準備書面(7)(以下「準備書面(7)とする」)に対して反論する。

第1 海草藻場の被度減少の原因について

1 各調査地点の被度変化について

ア 準備書面（7）では、「海草藻場の被度減少は、海上工事の影響ではない。また監視基準を変更したとの事実はない。被告沖縄県知事は、事業者の見解が間違っているとは考えていない。」と主張している。

イ 被告沖縄県知事が根拠としてあげるのは、中城湾港泡瀬地区環境監視検討委員会の第3回委員会資料（甲C55）21頁において、「平成14年夏季（8月）におけるSt.1の被度の低下は、7月に来襲した台風の影響によるものと考えられる」とした点である。

原告は、原告準備書面（6）でも『「仮に台風の影響であるとすれば、他の監視区（St.2～St.7）においても同様の変化が見られるはずであるが、他の監視区においては殆ど変化がないか、微減にとどまっているのである（甲C55, 22～23ページ）。St.1の被度の極端な変化は「台風の影響」として説明することはできない。』と主張した。

すなわち、仮に台風によって海草藻場に影響が生じるのであれば、観測地点の全てにおいて、被度の現象が生じていなければならぬと指摘したのである。

しかしながら、準備書面（7）では、この点に関する原告の主張に対して何ら反論をしていない。甲C55号証の「平成14年夏季（8月）におけるSt.1の被度の低下は、7月に来襲した台風の影響によるものと考えられる」にしても、何の根拠も示すことなく、ただ「7月に来襲した台風の影響によるものと考えられる」の文言を示しただけである。

そもそも、台風の影響であるならば、台風襲来のどの現象がSt.1の藻場の被度減少にどのような影響を与えたのか（例えば、藻場が剥ぎ取られた、移動してきた砂に埋もれたなど）の解明や他の監視区との比較検証が必要である。

単に、環境監視検討委員会に報告した内容を引用するだけでは、何ら説得的な反論にはなり得ない。

## 2 被度と台風、海上工事の相関関係について

ア 準備書面（7）では、平成12年夏から平成14年夏の各Stの被度の変化

をあげ、原告の「海上工事がなければ、台風が来襲しても藻場の被度はあまり変化しない」との主張に対して、「平成12年度夏から平成14年度夏の間、各地点（St.1から5）の被度を見ると、増加したのはSt.5のみであり、他の地点は低下傾向にある。なお、この間、海上工事は行われていなかった。」とし、海草藻場が海上工事の如何に関わらず低下傾向であると主張するが、かかる主張は、数字の変化を恣意的に分析するものである。

原告の主張は、St.5の被度は、平成12年夏で60%、平成13年夏で75%、平成14年夏で70%であり、海上工事がなければ台風が来ても60%、75%、70%（60%～70%）の被度を維持していることを、その後の工事着工後の変化と比較して述べているものである。被告沖縄県知事の主張は些細な被度の変化を捉えて、海草藻場の被度が低下傾向であると主張するものにすぎず、それこそ枝葉末節の論議である。

平成12年夏から平成14年夏は、台風が襲来しているが、海上工事は行われていない時期であり、機械移植実験は、St.2やSt.3近くで、バックホウによる藻場の掘削があり、St.4近くでは機械移植実験の場があるという状態であった。

平成12年夏から平成14年夏にかけて、St.2で-25%、St.3で-10%、St.4で-15%、St.5で+10%であることは事実であるが、藻場は様々な条件で変化するものであり、St.5以外の場所の被度減少は、機械移植実験の影響を受けている可能性もあるが、10%～25%の変動は通常でもありうる。

原告は、海上工事が着工された後の被度の極端な減少を問題視しているのである。

なお、海草藻場の被度を測定した地点は、「甲C56、2-26」に示されるように、「海藻草類の監視調査は、図2.5.1.に示す比較的海草類の生育被度が高い代表的な藻場5地点（St.1～St.5）を評価の対象とし、この他に対照区として

3地点（St.6～St.8）、補助的な調査地点として2地点（St.9、10）を設定して実施している。」（下線筆者注）であり、原告らは、海上工事現場に一番近い場所としてSt.3を選び、海上工事現場に一番遠い場所としてSt.5を選定し、比較検討している。

被告は「St.3の被度は、工事着工前の平成12年度冬以前より低下傾向にある」としているが、平成12年度冬の80%から平成14年夏の65%の変化（-15%）と、工事着工（平成14年10月）後の平成16年夏25%の変化（-40%）を比べると、海上工事着工後の被度の減少はあまりにも極端であり、工事前から減少傾向にあるから、工事後の極端な減少傾向は工事の影響ではないという指摘は全く当たらない。

イ 原告が「St.5は、被度70%～65%を維持している」とした記述に対し準備書面（7）では、「平成16年度夏におけるSt.5の被度は、60%である。また、St.5より工事現場から遠い対照区St.6の被度は、平成14年度夏に30%、平成16年度夏に「+」となっており（甲C56、2-29）、St.3と同様に低下傾向にある。」とされている。

被告が主張するように平成16年夏はSt.5の被度は「60%」であり、St.5は、工事着工後も、あまり影響を受けていないことを示している。

また、対照区St.6の被度減少を示して反論しているが、この地点は中城村の陸に近いところに有り陸域からの様々な影響を受ける。St.5と同等に議論できない対照区である。

ウ 平成16年夏から平成18年度夏にかけてのSt.3とSt.5の被度変化について、被告沖縄県知事は、「St.3の被度は25%から「+」となり、St.5の被度は60%から40%となっており、同様の低下傾向を示している。」とし、工事がなくてもSt.3、St.5は同様な減少傾向にあるからSt.3の被度減少は問題がないかのような主張をしているが、これは、被度40%と被度「+」の違いについて誤った理解のもとになされた主張である。

被度40%は、なおも健全な藻場であることにかわわりなく、泡瀬干潟で被度40%以上の場所を探すのは困難である。被度「+」とは、被度が5%未満であり、被度4%、3%、2%、1%、0%のどれかも分からぬ箇所であり、海草藻場としては全く評価されない。

被度が60%から40%に下がったということと、被度が25%から「+」に下がったということは、大きな違いがある。数字では「-20%」で同じであるが、その意味は全く違うのであり、被告沖縄県知事の主張は藻場の評価として異なるものを同列に扱うものであり、不當である。

St.5の被度は、平成21年冬で60%、平成22年夏で40%、同年度冬35%と変動しているが、その変動は、健全な藻場の変動である。また、平成23年8月には、台風9号が襲来しているが、St.5は35%を維持しているのであり、台風が海草藻場に与える影響は軽微である。

### 3 事業者が評価基準の変更により被度減少の原因究明を怠ったことについて

被告沖縄県知事は「・・・監視基準の変更はなされていない。また、St.1については、既に工事着工時点で生育被度が「+」であり・・・「+」のまま推移し、生育被度の減少は確認されていない。」と主張している。

監視基準は、「工事前の生育状況と比較して、生育被度が大きく低下せず、健全であること」(甲C55、8ページ、表1.2.1.)となつており、この監視基準からすれば、St.1の被度が平成12年度夏の70%から平成14年度夏の「+」に極端に減少したことは、「被度が大きく低下」しており、その原因究明をすべきであったが、事業者は『平成14年夏季(8月)におけるSt.1の被度の低下は、7月に来襲した台風の影響によるものと考えられる(甲C55、[21頁])』として、台風による影響以外の可能性について、原因究明をしなかつた。

その後、平成15年の環境監視委員会で、「甲C57、表1.3.1」に示すように、「工事の実施に係る監視項目別の評価の考え方」を設定した。これによれば「地点ごとの事前調査と比較、対照区との比較」をするものとされ、その結果St.1の変化

は「+～70%」の事前の変動範囲であるから、極端な減少にはならないことになり、以後St.1の被度減少の解明はなされなかった（平成24年度第1回中城湾港泡瀬地区環境監視委員会、資料—2、平成23年度環境監視調査結果、2—25～2—31、表2.5.2（1）、甲C8 2号証）。

また、他のSt、例えばSt3では、平成18年度夏には、被度が「+」になっており、事前の「変動範囲」を「下回る」との結果を示し、監視基準である「生育被度が大きく低下」からすれば大きな問題が生じているにもかかわらず、何も対処策を示すことをしなかった。上記、甲C5 9号証、表2.5.2（1）では、St. 2～St. 5は、「変動範囲」を「下回る」のに、何も対策を示さなかった。このように監視基準が実質的に骨抜きにされ、「事前の変動範囲」が示されるだけで、範囲内を「下回る」のに、その原因究明さえなされずに「台風の影響」として片付けられてしまったのである。

事業者のこのような理不尽な基準変更は、海草被度の減少の原因を適切に検討しようとする態度が無いことを示すものであり、この一事を取っても、環境保全に十分な配慮がなされているとはいえないものである。

また、そのような事業者の見解について、準備書面（7）で「事業者の見解が間違っているとは考えていない」とする被告沖縄県知事の態度には、沖縄県の大事な財産である海草藻場を保全しようという認識が全くないことを示すものである。

#### 4 事業者の見解が根拠を欠くことについて

被告沖縄県知事は、事業者が行った工事による影響についての可能性の検討内容について、「砂面変動や底質の粒度組成調査だけで工事の影響の有無を判断しているわけではない。」としている。

原告は、甲C5 9号証では、「砂面変動や底質の粒度組成調査」の結果を示しているが、同号証では砂面変動については平成16年9月分のみ、粒度組成調査については平成16年9月、平成17年1月のデータしか存在しない。これらは、工事着工後のものであり、継続的な調査結果ではない。

工事着工前の砂面変動や底質の粒度組成調査の比較をし、継続的に調査をしなければ、工事によって砂面変動や底質の粒度組成にどのような影響が生じているかを判断することは出来ないはずである。

にもかかわらず、事業者は「海上工事に伴う濁りの拡散は確認されていないこと、埋立護岸に近い箇所での底質の変化等が確認されていないこと、工事箇所に限らず対照区（熱田地区及び津堅島）においても認められていること、工事等の人為的な改変よりもむしろ広域的な環境変化による影響が考えられることなどから、工事による影響の可能性は低いと考えられる。」としてしまっているのである。

被告沖縄県知事は「いつどの現象を指しているのか不明である」ともあるが、原告は、St.3とSt.5の被度減少の違い（St.3では被度が平成12年夏85%から平成18年度夏「+」に極端に減少していること、St.5は平成12年夏60%から平成18年夏40%と極端には減少していないこと）に差がある点について、事業者の「砂面変動や底質の粒度組成調査」では、工事の影響の有無を判断することは不可能であることを指摘している。

## 5 まとめ

以上見てきたように、被告沖縄県知事の準備書面（7）は、藻場変化の大きな事実、そしてその変化の意味及び台風や工事との関係を考察せず、数字の変化のみを捉え、枝葉末節の論議をしているにすぎず、原告らの指摘する問題点を正面から答えようとしていない。

2012年7月30日の平成24年度第1回環境監視委員会において、海草草類の生育被度の低下に対する事業者の評価に対して、委員の一人は「被度は工事前の基準から見ると大幅に減少している」と指摘し、平成14年度と平成16年度の大型台風の襲来が被度低下の原因だとする事務局の説明に「7年たっても回復しないのはあまりにも遅い。何かおかしなことが起きていると考えるのが普通ではないか」と疑問を投げかけている（甲C81）。

この委員の発言に現れているように、海草藻場の減少に関する事業者の説明には、専門家より疑問が呈されているのであり、事業者がその疑問に対して回答をしない限り、環境保全に十分な配慮がなされているとはいえないものである。

以上